

平成30年度 静岡市学校等体育施設利用事業協議会会議録

- 1 日 時 平成30年11月20日（火）15時00分から16時30分まで
- 2 場 所 静岡市役所静岡庁舎 新館9階 特別会議室
- 3 出席者 **【委員】**（50音順・敬称略）
青山茂之、雨宮令子、笹本とよ子、佐野弘幸、澤野弘、杉山仁夫、
瀧裕徳、中村仁、畑利幸、村田真一、百瀬容美子、谷地学、
山田光子、吉澤正展
【事務局】
稲葉光スポーツ振興課長、池田佳隆主幹兼スポーツ振興係長、
齋藤亜樹主任主事、秋山加奈主任主事
- 4 欠席者 塚本哲男
- 5 傍聴者 なし
- 6 議 題 (1) 平成29年度学校等体育施設利用状況について
(2) 平成29年度定期監査結果報告を受けての措置状況について
(3) 学校等体育施設利用事業協議会の廃止について
(4) その他

(1) 平成29年度学校等体育施設利用状況について

事務局

・データは、年度終了後、各協議会から提出された利用実績報告書を元に出力している。

<資料1の1 施設全体の年間利用状況>

- ・市立小学校等88施設・中学校43施設・高等学校2施設の合計133施設のうち、静岡市立高校、小中併設の3施設分を除いた129施設において施設利用を実施。
- ・年間利用件数は延べ9万4,322件、年間利用者数は延べ215万8,377人。

<資料1の2 施設別年間利用状況>

- ・グラウンド利用者延べ数 昼間は延べ46万7,104人、夜間は延べ46万9,213人。
- ・体育館利用者延べ数 昼間は延べ29万7,853人、夜間は延べ76万9,428人。
- ・武道場の開放は、中学校32施設と高校1施設の33施設で実施し、利用者数は延べ13万2,619人。
- ・夏季のプールは、小学校21施設で開放し、利用者数は延べ2万2,160人。
- ・例年同様、体育館の夜間利用人数が最も多い。

<資料1の3 施設別利用状況の推移>

- ・全体の利用件数、人数ともに前年度から少々減じている。

<資料1の4 種目別利用内訳>

- ・前年度と同様、サッカー、バスケットボール、バレーボールの順で利用が多い。
- ・バレーボール、卓球、バドミントンの利用割合も増加傾向にある。
- ・平成29年2月に城北小学校に夜間照明が設置され、年間利用者数延べ7,140人。学校等体育施設利用事業では初のLED灯を使用。平成29年6月にグラウンドを定期利用している4団体へアンケートを実施したところ、他と比べてボールの見え方がよいと思うと回答した人が95.4%、夜間照明の明るさや見え方の満足度は96.9%と利用者の照度等の満足度は高い。今後の新規加入団体も増えてくるのではないかと考えられる。

吉澤会長

事務局からの説明に、質問等あるか。

中村委員

グラウンド利用の合計について長田北小が飛びぬけて数が多いが、何か理由があるか。

事務局

- ・報告は各運営協議会にお願いしているが、一般的な利用の枠としては、17時から19時と19時から21時の2枠が多い。
- ・学校によっては1つのグラウンドを2団体で利用することがある。土日には日中の利用もあり、1日に4～5団体使用する学校もあるため、件数が多くなる場合がある。

中村委員

長田北小のグラウンド夜間の使用について、1年間17時から21時まで1時間ごと4回に分けて使用していると考え、そこは2団体が使用しているということか。

事務局

1時間単位で使用させている学校もあれば、2時間の中に2団体が入っている場合に2件とカウントしている学校もある。

杉山委員

この中で、健常者と障がい者の割合が分かると、別側面から市民スポーツの繁栄を考えることができると思う。報告書が煩雑になるのも大変だと思うが、そのことについて、事務局としては今後どのように考えるか。

事務局

- ・現状では障がい者の割合について集計はしていないが、東京オリンピック、パラリンピックが控えている中で、特にパラリンピックの種目について様々な場で体験する機会も増えているため、集計方法を変えることでどのくらい煩雑になるかも踏まえて今後検討

していきたい。

- ・事務担当をしている方で、現状としてどのくらい障がい者の方がいるかわかる方がいたら伺いたい。

杉山委員

耳の聞こえない方や車椅子の参加者も何名かおり、健常者と一緒にやっている。

澤野委員

障がいを持った方々のサッカー団体も種別で結構あり、目が見えない方、足がない方、手が不自由な方等色々ある。その場合は、学校等一般開放しているところではできず、特別な芝生等を借りてやっているのので、データとして今回と同じ報告には反映できないと思う。健常者と一緒にサッカーをやっている状況は別の調べ方をしないとできない。

吉澤会長

他に議題1について何か意見はあるか。

村田委員

グラウンドの昼間は何時から何時のことか。

事務局

基本的には朝から17時までを想定。夜間はそれ以降で21時までとしている。

村田委員

一般的に、学校が行われていない時に利用していると思うので、夜間利用の方が多いと思ったが、グラウンドについては昼間と夜間でそれほど変わらない。それは先ほど言ったカウントの数え方によるものか。

事務局

主に考えられるのは土日の利用が含まれており、大会等開催される場合に、1回あたりの人数が多くカウントされる傾向があるためだと思われる。

佐野委員

自分が事務担当者をしていた時には、「夜間」の取り扱いについては照明代を払うか否かで判断していた。夏場は19時頃まで明るいので、18時頃までの利用は昼間でカウントしていた。大会があれば人数のカウントが多い時もある。

吉澤会長

カウントの仕方が人によって違っているということか。

雨宮委員

興津では、冬は17時から夜間、夏は19時から夜間としており、照明代が発生するかどうかでの判断をしている。

中村委員

大里西では、2時間ごとに区切っており、17～19時と19時～21時で分けて予約をとっているため、17時以降は夜間の扱い。照明は1時間使ったら1時間分で申請しているが予約の枠自体は2時間ごとにしている。

佐野委員

協議会に属する団体が多い場合、細かく1時間単位で分けないと公平に予約ができないが、団体数が少なければ2時間単位での予約もできると思う。それはその地域の市民が公平に使用できるよう、運営協議会ごと判断することになる。

事務局

基本的には各運営協議会が地域の実情に合わせた使い方をさせていただければと思う。集計時の不揃いについては今後検討する。

(2) 平成29年度定期監査結果報告に基づく措置状況について

事務局

昨年度行われた定期監査において監査委員会より体育館、武道場等の利用について指導および指摘があった。指摘事項を説明する前に、まず学校等体育施設利用の流れについて説明する。

<資料2 学校等体育施設利用にかかる利用許可申請から使用料納付の流れ>

・静岡市立学校等体育施設利用事業は、公の施設である学校体育施設を教育活動に支障のない範囲において利用することにより、学校を地域スポーツの拠点とし、市民のスポーツ振興に寄与することを目的としている。学校ごとに、住民により組織された各学校体育施設利用運営協議会を設置し、協議会に対して利用を許可する。学校施設の利用を希望する団体は、各学校の運営協議会に登録する必要があり、運営協議会は登録した団体の利用調整を行い、毎月の利用について、利用月の前月に市あてに利用許可申請を行う。各団体は利用にあたり照明を使用する場合は、使用状況によって電気料を負担する。

<資料3 平成29年度定期監査結果報告に基づく措置状況（指摘事項）>

- ・「一部の申請について施設利用後に申請書が提出されていたにもかかわらず、許可を行っていた。」という指摘に対して、事前許可の徹底について説明会を2度開催し再度協議会あてに周知した。
- ・「申請時の利用予定時間数で実費徴収していたが、利用後の実績を確認していないため、

徴収額が正確かわからない状態であった。」という指摘に対して、「静岡市立学校等体育施設利用に係る事務処理要綱」を改正し、実績報告書の提出を義務付けた。よって体育館、武道場等の電気料については、実績報告書に基づく後納となった。

- ・「利用予定を変更する場合にはその都度調定額を変更する必要があるが、翌月の実費徴収の際に加算、減算して調整していた。」という指摘に対して、実績報告書による後納とすることにより加算・減算の処理が不要となった。
- ・指摘事項ではないが、静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設使用料徴収事務についても、「条例に基づき前納としているが、天候不順等で不使用となった場合は本来使用料を還付すべきところ、翌月以降の使用料徴収の際に加算、減算して調整していた」との指導を受け、今後は、雨天等のやむを得ない場合による未使用分に限り、各協議会から還付申請書を提出してもらい、還付を行うこととした。
- ・「納期限を利用許可書の交付日から1週間程度としていたが、規則、要綱にその規定がなく、根拠が不明確であった。」という指摘に対し、要綱第6条第2項に「運営協議会は、利用後遅滞なく、市に実費を納付しなければならない」という項目を設けることとした。
- ・指導事項として、「収入未済については、市債権の管理に関する条例施行規則第3条の規定に基づき、納期限後20日以内に書面により期限を指定して督促しなければならないが、学校体育施設の照明使用料について納期を経過しても収入されないものについて、文書による督促をしていなかった」とあったため、納期限後20日を目途に文書にて督促状を送付することとした。
- ・今回の定期監査を受けて事務処理の変更があったため、学校等体育施設利用に係る事務処理要綱の改正も行った。合わせて、8月に臨時の事務担当者説明会を開催し、再度各協議会に対して、今後の申請方法についての説明を行った。

吉澤会長

事務局からの説明に、質問等あるか。

中村委員

変更後の対応について、体育館とグラウンドで取り扱いが異なることについては何か理由があるのか。

事務局

- ・どちらも市の施設であるが、厳密に言うと管轄が違うためである。体育館は教育委員会の管轄、グラウンドの夜間照明はスポーツ振興課の管轄となっており、体育館は規則、グラウンド夜間照明は条例に基づいた利用になるため、統一することができなかった。
- ・グラウンドについては過払いを防止するため、雨天等のやむを得ない事情による未使用分については還付となる。

中村委員

体育館の利用許可申請と実績について、例えばバスケの少年団が練習するつもりで利用申請はしたが遠征試合で使用しなくなったというケースの場合、申請と実績が異なってもよいのか。

事務局

- ・使用しなかった分は実績報告の際にその分をさし引いて報告をいただいている。
- ・予定が変わった場合、本来は、グラウンドでも体育館でも、事前に分かった時点で、変更申請をしていただきたい。他に使いたかった団体が使えるかもしれないことになるので、利用者の方にはご理解いただきたいと思う。私共の立場としては、使わないことを明らかにしてほしいということで説明している。

中村委員

利用の変更があった場合でも、利用日の10日前までしか変更を受け付けず、10日をきったものは受け付けないと説明があったと聞いているが、そこはどうなっているのか。

雨宮委員

興津では変更の取扱いについて規約で定めている。個々の運営協議会により異なる。

事務局

10日前というのは原則ではあるが、状況等により必ずしもそうではない。

佐野委員

- ・監査の指摘を受けて説明会を行ったということであるが、監査による変更後の事務手続きは今までより煩雑になり、これまで以上に事務担当者の負担が大きくなったと思う。説明会でそのような意見は出なかったのか。
- ・あくまでも監査は大事ではあるが、市民より監査が優先するのはおかしくないか。市民委員として、それについて意見が出ていたら教えていただきたい。

事務局

- ・説明会でも事務の煩雑化に対する意見はあった。実際に、事務担当者の事務量も市の事務量も増えてしまった。そもそもの制度を変えようか、規約等を運用しやすいように変えられるか等、法務的な側面からも検討もしたが、限界があり変えることができなかった。その上で、このような事務手続きでお願いをしていくしかないということで説明させていただいている。
- ・急なキャンセルがあった場合等の運用についても基本的なやり方を説明したが、何十年も行ってきた手続き方法を改めているところなので、皆様にもご理解いただきながら、丁寧に指導させていただき、正しい形にしていきたい。やっていく中でもっと制度的に

簡素化できることがあれば行っていきたい。

(3) 学校等体育施設利用事業協議会の廃止について

事務局

- ・この静岡市学校等体育施設利用事業協議会は、学校等の体育施設を市民の利用に供する事業を円滑に運営するため、事業の推進に関することや体育施設の利用状況に関することを協議するために設置された。学校等体育施設利用事業の開始時には、この協議会で総括的に協議を行い、全体的な方向性や利用形態の一元化を図り、事業の推進に多大に寄与したものと考えられる。その結果、現在では、年間延べ215万人もの利用がある事業となった。
- ・近年、問題になっていることは、過去にこの協議会でも議題に上がっていた、施設利用時の騒音や駐車場でのマナー問題である。今年度も数件、市に苦情が入ったが、すぐに該当する運営協議会の事務担当者に連絡をとり、対処していただいた。こういった対処方法は、学校によって解決方法が異なるので、この利用事業協議会で協議するよりは、その都度、状況に合わせた対応を行っていく方が適切であると考えられる。また、昨年度議題に上がった旧井川小などの小・中学校統廃合に伴う施設利用協議会の統合等、市のスポーツ振興全体に影響を及ぼすような議題は、スポーツ推進審議会で審議していきたいと考えている。
- ・今後予想される問題としては、利用団体の多様化、運営協議会の事務担当の担い手不足などがあるが、これらは運営協議会ごと地域の実情に合わせた個別の対応が必要である。
- ・現状、学校施設利用事業の目的である「学校を地域スポーツの拠点とし市民のスポーツ振興に寄与すること」は、すでに多くの団体に学校施設を使用していただいていることで達成できており、今後も各運営協議会のもと、円滑に事業を継続していくことができると考えられる。

以上のことから、この事業協議会の目的は達成されたものと考えており、本年度末、平成31年3月31日をもって廃止したいと考えている。

吉澤会長

事務局からの説明に、質問等あるか。

中村委員

市民からの苦情について、苦情を受ける窓口はスポーツ振興課になっているのか。それとも運営協議会が窓口になっているのか。

事務局

- ・苦情を言ってくる方は多くの場合、事務担当者が誰かというのは分からないため、学校やスポーツ振興課へ連絡が入る。その場合にはまず運営協議会の事務担当者へ連絡を取り、状況を説明し対応いただくことで、ほとんどのケースが解決する。それでも解決できない時には、私共が事務担当者と一緒に出向いて説明に伺うというケースも昨年度何

件があった。

- ・事務担当者に任せきりにするのではなく、市と密に連絡をとり、学校とも相談しながら今後に対応していくという前提のもとで、この利用事業協議会の廃止を考えているのでご理解いただきたいと思う。

山田委員

- ・各運営協議会の事務担当者はボランティアで行っている人もおり、好意で引き受けて受けてくれていると思うので、各運営協議会が地域に根付いたからといってそのままにするのは市民サービスとしてどうかと思う。
- ・休日でも学校に数多く苦情は入ってくる。学校で行われていることは、何かあれば学校が何とかしてくれるという考えが日本では定着している。学校としても地域に対し丁寧な対応をしているが、学校等体育施設利用に関しては教育活動を超えた課をまたがる活動になるので、より丁寧なサービス精神をもって市民の方へ接する必要がある。
- ・運営協議会の活動は根付いても、事務処理の仕方や苦情への対応の仕方等を明確にしておかないと、初めて事務担当者なる人が苦勞されると思う。好意で受けてくださっている方々に丁寧な対応をしてくれるのであれば、このように私達委員が集まる必要はないと思う。

事務局

- ・ここで改めて確認するが、この利用事業協議会を廃止するのであって、これまで以上に各運営協議会に対しては丁寧な対応を行っていく。その前提のもとで、この場で皆様に審議していただくのではなく、市と地域とで連携して今後に対応していくということで、利用事業協議会の廃止とご理解いただけたらと思う。

佐野委員

- ・市のスポーツの在り方についてはスポーツ審議会で審議するのであればそれで良いし、個別のことは学校、地域、市で直接話しあってもらえれば、市民の生の声も入りやすくなると思うので、中間的な立場にあるこの利用事業協議会が廃止になってもよいと思う。

雨宮委員

- ・運営協議会ごとにルール決めをして行っており、地区によって問題点も異なる。鍵の受け渡しなど学校によって対応が異なる場合があるので、学校側の対応が統一されると運営協議会側としても楽になると思う。

吉澤会長

- ・運営上、学校によって対応が異なるという問題もあるが、そこは事務局に今後検討いただくとして、皆様この会自体は廃止ということでよいようなので、今年度をもってこの

利用事業協議会は廃止という方向にしたいと思う。

(3) その他

吉澤会長

委員の皆さんから、議題またはそれ以外のことで、ご意見、ご質問等はあるか。

<議題については意見なし>

吉澤会長

各運営協議会の会合を、学校の施設で行い、そこに教頭や校長が出席していると聞いた。自分は出席したことがないが皆様のところではどういった扱いになっているか。

佐野委員

運営協議会には事務局があり、その中に必ず学校の教員を含めるよう指導があるので、教頭や校長が入っている場合があると思う。最低でも年1回は総会や決算報告があるのでその時に出席しているのでは。毎月利用調整会議行っている運営協議会もあるが、私が事務局をやっていた時は運営協議会事務局が学校と調整を行い、学校行事で使用できない日を事前に聞いておき、利用できる日を団体へ案内していた。

吉澤会長

基本的に会議は学校を使って行うのか。

山田委員

- ・図書室や会議室の場合もある。3か月ごと等、会議に出て利用団体の調整を行っている。
- ・生涯学習センター等が充実してきているのでそちらを使用しているところもある。

雨宮委員

興津では3か月ごと調整会議があるが、学校側の要望を先にもらい、調整会議は利用団体のみ参加で、生涯学習センターを使用している。先生方には参加してもらっていない。

佐野委員

年1回学校の会議室等を借りて会議をすることはあるが、それ以外で特に学校の校舎を使用することはない。

吉澤会長

学校によって扱いがことなるということになるが、事務局として特に決まりはないか。

事務局

特に決まりはない。

佐野委員

そこは地区による裁量であり、統一すると地区による不満が出る可能性があるので裁量があった方がいいと思う。

瀧委員

- ・袖師中では毎月、中学校の会議室で調整会議を行っており、教頭先生に必ず出席いただいている。
- ・グラウンドも体育館も利用団体が大体決まっております。自分はスポーツ推進委員として出席しており、会議で利用団体の調整を行い、事務局がそれをまとめスポーツ振興課へ提出している。

吉澤会長

学校によって随分やり方が異なるようだが、うまくやってくればよいということだとわかった。その他、何かあるか。

村田委員

- ・学校等体育施設は団体へ貸し出しており、個人が学校へふらっときて使用すると安全上の問題があるというのは分かるが、自分の子ども等を連れて気軽にスポーツができる環境が欲しい。結局、報告されているのは延べ人数でクラブに入っている人だけが毎回使っているので、利用者はほとんど同じ人。地区の住民のうち何%の人が使用したか実数で表したら、おそらくとても低い数値になるのではないか。
- ・個人利用について手続き方法や安全性等の課題があるのは分かるが、全て団体利用ではなく日付を限定して個人に開放するとか、そういった仕組みについてこれまで議論されたことはなかったのか。そうしないと本当の意味で身近な社会体育、社会教育に供することにはならないのでは。

中村委員

- ・子どもが放課後に遊ぶとなった場合、遊具の管理が問題になる。子どもが怪我をするし管理しきれないので放課後は門に鍵をかけ、子どもを入らせないという対応をした学校もあると聞いた。何かあった時に色々と言われてしまうのがネックとなる。
- ・個人利用はアンタチャブルになっている部分があると感じる。サッカーの少年団がグラウンドを使用している時に親が子を連れてきて遊具で遊ばせている様子を見たこともある。

吉澤会長

中学校は部活動があるのでそういったことはあまりないが、小学校ではどうか。

畑副会長

小学校でも土日は各利用団体が入っているので、なかなかグラウンドや体育館を丸々使える状態にはない。地域の方々から個人利用したいという話も直接耳にしたことはない。

澤野委員

・グラウンドもよくみると結構空いていることもあり、自分が小学校の校長をやっていた時も子どもが遊びに来ていたことがあった。グラウンドに関しては利用したいという子達がいれば必ずしも閉鎖的ではない。ただ照明代や安全面の問題もあり、使いづらい状況ではある。

・開放についてはやれないわけではないが、実際には子どもの人数が少なく、少年団に加入している子も減っている状況。

吉澤会長

確かに少子化の問題で中学校の部活動でも単独チームが作れずではなく合同チームになってしまうこともある。社会体育の普及の観点から学校開放も必要であり、今後の課題のひとつだと思う。

<その他、意見等なし>

吉澤会長

以上ですべての議事が終了するため、議長の職を終わらせていただく。

以上